

令和6年9月11日

共 産 党

米兵犯罪の情報伝達を直ちに行うことを求める意見書（案）

令和5年12月以降、沖縄で3件の米兵による性犯罪が発生した際、米側は平成9年に日米両政府が合意した「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」に反し、いずれも日本側に通報していない。外務省は、このうち令和5年12月の少女誘拐暴行事件と令和6年5月の女性暴行致傷事件の2件については捜査当局から情報提供を受け、米側に綱紀粛正と再発防止を申し入れたが、その事実さえ伏せていた。

政府は、在日米軍による性犯罪の情報について、捜査当局が非公表にした事件を含め沖縄県に例外なく伝達すると明らかにしたが、県に通報はしても公表させないようにするなど、実際は、平成9年の合意からも後退している。

平成9年の合意は、県など関係自治体に伝える情報の内容や公表の是非について何ら限定されていない。しかし、伝達する情報は「被害者のプライバシー保護」の観点から「可能な範囲」に限られ、捜査当局から外務省への伝達時期も「事件処理がしかるべく終了した後」としている。

しかも、沖縄県に「情報の不適切な取り扱いが生じた場合」には「伝達を取りやめざるを得ない」などと恫喝し、県にも非公表を迫ることは許されない。

合意には通報内容の制約は一切なく、むしろ「日本側関係当局及び地域社会に対して正確かつ直ちに提供することが重要」と強調している。国と地方自治体は対等であり、平成9年の合意の趣旨に照らしても、政府はどこから情報を入手したにせよ、沖縄県と関係市町村に直ちに伝えるべきである。

よって、板橋区議会は、政府に対し、情報伝達に条件を付けず、平成9年の合意を完全履行することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

年 月 日

東京都板橋区議会議長名

外務大臣 宛